三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字山ノ口一九三五・字赤木七四の五〇・字小原三三五の一・三三四のイ・三三四のロ・字古畑一七三七・一七二八・一七五八・字中野一四二の三・一四三の二・一五三の一・字窪二四五の三三（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、字大尾五七〇
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年十一月十一日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　(一)　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字小川字麻薮三九〇、字木浦五八〇の一、五八〇の一七、字日平五九四の五、五九四の一三、五九六、六一九の一、六一九の七、延岡市須美江町一一三九の一、一一五一、一二五二の二から一二五二の四まで
(二)　指定の目的　水源のかん養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字日平五九四の五・五九六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字日平五九四の五・字麻薮三九〇・字木浦五八〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字小川字沢水一四三の一・西臼杵郡高千穂町大字岩戸字鶴三五七三の二・日之影町大字岩井川字今立二三九の六・二四〇の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字今立二三九の六（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁並びに延岡市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年十一月十一日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　佐賀県鹿島市大字山浦字貝手丙二二〇五の一（次の図に示す部分に限る。）、丙二二一四の二
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年十一月十一日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町八日市場字御藏林一一八五、一一八六、一一八七、字四十二窪一六八九、一六九〇、大城字蕨平一五六八・一五七九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五五二の一、南部町南部字矢崎一九八四、一九八五、一九八六の二、南アルプス市芦安芦倉字新倉二四四の一、上宮地字上ノ山三九八六の一、韮崎市旭町上條北割字鎌倉四一六三の一（次の図に示す部分に限る。）、大月市七保町葛野字猪久保六〇九の一、六一一、六一二、北杜市白州町横手字前山四三四三の一三四、四三四三の一三五、四三四三の一三六、四三四三の一五二、大月市初狩町下初狩字茅所二三五三、乙二四五三、乙二四五八、乙二四五九、乙二四六五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字御藏林一一八五・一一八六・一一八七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字四十二窪一六八九、一六九〇、字蕨平一五七九・字矢崎一九八四・一九八五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一九八六の二、字新倉二四四の一・字上ノ山三九八六の一・字鎌倉四一六三の一・字猪久保六〇九の一・六一一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字猪久保六一二、字前山四三四三の一三四・四三四三の一三五・四三四三の一三六・四三四三の一五二・字茅所二三五三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、乙二四五三、乙二四五八、乙二四五九、乙二四六五
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁並びに関係市役所及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年十一月十一日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　(一)　保安林の所在場所　山梨県上野原市秋山字小裾辺七八三四（次の図に示す部分に限る。）、南巨摩郡身延町杉山字辰加尾二四一六、大島字長野六四四三内二、六四四三内四、六四四七内一、六四四九内一、六四四九内三、大炊平字山ノ神一三一四、一三一五、一三一六、一三二三、一三二四、一三二五、一三三三、一三三四
(二)　指定の目的　水源のかん養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡富士川町高下字割本間一〇二〇、一〇三〇、一一三五、字北川一一三九の一、一一六二の二、駅前通二丁目字沢ノ戸三八七三、都留市境字佐渡林一八一七の一
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備